

新	旧
<p>(くん蒸施設の指定)</p> <p>第12 } [略]</p> <p>3 }</p> <p>4 植物防疫所長は、コンテナをくん蒸施設として指定するときは、申請者に対しその旨をくん蒸施設指定通知書(別記様式3号)により、通知するものとする。</p> <p>5 植物防疫所長は、前項の指定を行ったときは、<u>指定したコンテナを、インターネットを利用して公表するものとする。</u></p>	<p>(くん蒸施設の指定)</p> <p>第12 } [略]</p> <p>3 }</p> <p>4 植物防疫所長は、コンテナをくん蒸施設として指定するときは、申請者に対しその旨をくん蒸施設指定通知書(別記様式3号)により、通知するものとする。</p> <p>5 植物防疫所長は、前項の指定を行ったときは、<u>他の植物防疫所長及び農産園芸局植物防疫課長に通報し、また、植物防疫所において公示するものとする。</u></p>